

## 令和4年 10 月から

### 診療報酬改正により当院の「選定療養費」が変わります。

当院(一般病床 200 床以上の地域医療支援病院)では、『他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した場合』や『診療継続中の診療科から院内紹介によらず他の診療科を受診する場合』又は『症状が安定し、他の医療機関を紹介したにも関わらず、引き続き同じ病気で再受診された場合』など保険診療の一部負担金とは別に、「選定療養費」を徴収するよう厚生労働省より定められています。

令和4年度の診療報酬改定により、10月 1 日から「選定療養費」を下記の通り変更させていただくことになりました。ご理解とご協力のほどお願いいたします。

【令和4年10月1日から】	
初診時	医科 5,500 円→ <b>7,700 円</b> / 歯科 3,300 円→ <b>5,500 円</b>
再診時	医科 3,300 円→ <b>変更なし</b> / 歯科 1,650 円→ <b>2,090 円</b>
時間外	平日:17:15~翌朝 8:30 土日祝:終日 <b>5,500 円→ 7,700 円</b>

但し、次に該当する方は選定療養費のご負担はありません。

- ◆他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ◆診察の結果、重症で即日入院又は転院となった場合
- ◆緊急な診療・処置等が必要な場合
- ◆周産期等で休日夜間に受診した場合
- ◆健康保険を使用しない場合(労働災害、公務災害、交通事故等)
- ◆国の公費負担医療制度の受給対象者(公費を使用する場合の診療に限る)  
(※ 乳幼児医療・心身障害者医療・ひとり親家庭医療助成制度は除く)

- 診療継続中の診療科から院内紹介されて他の診療科を受診する場合
- 健康診断等の結果により当院での精密検査の指示を受けた場合

- 当院で診療継続中の症状の悪化によって、時間外の受診の必要があった場合
- 当院の医師により、注射・処置などのために救急外来を受診するように指示されている場合

病院長